

平成 28 年 6 月 9 日

株 主 各 位

埼玉県川口市本町 4 丁目 1 番 8 号  
日 本 精 密 株 式 会 社  
代表取締役社長 岡 林 博

「第 38 期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部訂正について

当社「第 38 期定時株主総会招集ご通知」の一部に訂正すべき点がございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正の連絡をさせていただきます。

記

【訂正箇所】 (訂正箇所は下線で表示しております)

(添付書類) 5. 会計監査人の状況 (11 頁)

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(訂正前)

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

2,900千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

2,900千円

(訂正後)

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

29,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

以 上